

「神戸モデル標準服」の製造に関する協定書

神戸市教育委員会（以下、「甲」という。）と〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の設置する市立中学校で導入する「神戸モデル標準服」（以下、「モデル標準服」とする。）の製造に関し次のとおり協定書を締結する。

第1条（総則）

- 1 甲は、モデル標準服の製造に関する認定事業者（以下、「認定メーカー」という。）として、乙を指定する。
- 2 本協定書においてモデル標準服とは、別途甲が定める神戸モデル標準服基本仕様書（以下、「基本仕様書」という。）に記載の製品とし、乙は、モデル標準服の製造において、これを改変してはならない。但し、特注サイズやアレルギー対応のための特注対応等の甲が認める場合については、この限りではない。
- 3 認定メーカーとしての認定期間は令和7年〇月〇日から令和11年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1年前までにいずれの当事者から何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに5年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第2条（希望販売価格及び仕様）

- 1 乙は、その製造するモデル標準服について、次の2品目から構成される基本セット（旧：スタンダードタイプ）を設定する場合、以下条件に適用しなければならない。
 - (1)ブレザー上（ブレザーA・Bタイプ）
 - (2)ブレザー下（スラックスA・Bタイプ及びプリーツスカート（車ひだ））
- 2 甲は、乙に対し、基本セット（旧：スタンダードタイプ）について、別途、希望販売価格を示す。
- 3 乙は、基本セット（旧：スタンダードタイプ）について、届出販売店及び推奨販売店（以下、まとめて「販売店」という。）が甲の提示する希望販売価格以下で販売できるよう、販売店に対して、経済的合理性を有する適正な卸売価格を設定しなければならない。
- 4 乙は、モデル標準服として、基本仕様書記載の品目につき、基本仕様書の枠内で、基本セット（旧：スタンダードタイプ）に加えて、基本セット（旧：スタンダードタイプ）と異なるモデルを製造し、販売店に販売することができる。
- 5 甲の示す希望販売価格は販売店の販売価格の設定を拘束するものではなく、乙は、甲から示された希望販売価格を第三者に口外してはならない。

第3条（第三者委託等の禁止）

- 1 乙は、本協定業務の全部又は大部分を第三者へ委託してはならない。
- 2 乙は、本協定上の地位又は本協定によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第4条（甲による確認）

- 1 乙は、毎年度、乙の製品が基本仕様書に適合し、かつ乙が申告した性能を有しているか、甲の確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認は、甲が指定する日時・場所・方法等に依り行うものとする。
- 3 第1項の確認の結果、乙の製品が基本仕様書に違反していること、または申告した性能を有していないことを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。
- 4 甲は、乙の製品が基本仕様書に違反し、前項の是正又は改善の求めにもかかわらず、乙による是正又は改善が期待できない場合は、直ちに本協定を解除することができる。

第5条（随時確認）

- 1 前条の規定にかかわらず、甲は、必要があると認める場合には、随時確認を行うことができる。
- 2 前条の規定は、前項の確認に準用する。

第6条（特許権等の使用）

乙は、モデル標準服の製造において、特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第7条（知的財産権等の保証）

1 乙は、甲に対し、製造したモデル標準服が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

2 乙の製造したモデル標準服が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者からモデル標準服の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合において、甲に損害が発生した場合、乙は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、本協定の業務を遂行しなければならない。

第8条（調査等）

1 甲は、本協定に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第9条（事故発生時の報告義務等）

1 乙は、本協定の遂行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、本協定の遂行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第10条（甲の解除権）

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに本協定を解除することができる。

(1) 乙が本協定を遵守しないとき

(2) 乙又はその使用人が、甲の係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の本協定の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(4) 第3条に違反したとき。

(5) 第4条第4項、第14条第6項、第15条第2項に該当するとき。

(6) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。

(7) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(8) 乙が甲に対するこの協定に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。

(9) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により本協定業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。

(10) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。

(11) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。

(12) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けたとき。

(13) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的が達成することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項に定める場合を除くほか、標準服の自由化・モデル標準服の大規模な仕様の見直し等の特段の事情が生じた場合、甲は乙に対し、解除する1年前までに予告した上で、甲は本協定を解除することができる。

3 甲は、前項の特段の事情に関し、適時、乙への情報提供に努めることとする。

4 甲の解除により、乙は認定メーカーとしての地位を失うこととし、販売店への販売停止や、在庫の適切な処分などについて甲の指示に従うものとする。

第 11 条（乙の事業継続が困難になった場合の措置）

- 1 乙は、本協定による業務を継続するのが困難になったときは、本協定を解除することができる。ただし、乙は本協定を解除しようとする 1 年前までに甲に対し通知しなければならない。
- 2 乙が本協定を解除する場合、乙は解除によって甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 不可抗力等甲及び乙の責に帰さない理由により、乙が本協定による業務を継続するのが困難である状況が発生したときは、今後の対応について、甲及び乙で協議するものとする。
- 4 甲は、前項の協議により、乙が本協定による業務を継続するのが困難であると判断したときは、本協定を解除することができる。

第 12 条（個人情報等の保護）

- 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本協定業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 2 乙は、本協定業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、本協定業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、本協定業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前 3 項の規定は、本協定終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、本協定業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本協定終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が本協定業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、本協定業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、本協定事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第 13 条（情報セキュリティポリシー等の遵守）

乙は、本協定の遂行に関しネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務が発生するときは、本協定の遂行に関し、「神戸市情報セキュリティ基本方針」、「同対策基準」（<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>）を遵守しなければならない。

第 14 条（談合その他の不正行為に対する措置）

- 1 甲は、乙が、本協定に関して次の各号の一に該当し甲に損害を及ぼしたときは、これによって生じた損害の賠償を請求できる。本協定の遂行が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を

含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、乙が、本協定について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(本協定が示された場合を除く。)において、当該期間に本協定の締結が行われたものであり、かつ、本協定が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

(6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、甲が要求したときは、乙が本協定に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、本協定に関して第1項の各号の一に該当し、甲に生じた損害を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。本協定の遂行が完了した後においても、同様とする。

4 乙が共同企業体である場合は、前3項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。

6 第1項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、協定を解除することができる。

第15条(暴力団等の排除に関する措置)

1 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。)に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

(1) 乙が法人その他の団体(以下「法人等」という。)である場合には、当該法人等について暴力団員(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人)として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等(以下「役員等」という。)が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用していること。

(5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 甲は、本部長からの回答又は通報(以下「回答等」という。)に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、本協定を解除することができる。

3 前項の規定に基づき本協定が解除された場合、乙は、これによって甲に生じた損害を賠償しなければならない。

4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。

5 乙が第3項の甲に生じた損害を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

第16条（損害賠償）

乙が本協定を遂行しないとき又は遂行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第17条（第三者の損害）

乙が本協定の遂行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第18条（相殺）

1 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

第19条（協定の変更等）

経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により希望販売価格その他の本協定の内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更協定を締結することにより、本協定の内容を変更することができる。

第20条（専属的合意管轄その他雑則）

1 本協定又は本協定に関連して生じた紛争については、神戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 本協定の遂行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本協定の遂行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

5 本協定の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 本協定における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

第 21 条（業者調査への協力）

甲が、本協定に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づく本協定の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第 22 条（疑義の解釈）

本協定について、疑義の生じた事項又は本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、本書 2 通を作成し、協定当事者において記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年〇月〇日

神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号
神戸ハーバーランドセンタービル 4 階
甲 神戸市教育委員会
教育長 福本 靖 印

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
乙 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印